

# 香芝・王寺環境施設組合議会

## 第3回(臨時会)

### 会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

## 令和5年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和5年11月6日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議場
- 3 出席議員 8名
  - 1番 中 井 一 喜
  - 2番 中 川 義 弘
  - 3番 幡 野 美智子
  - 4番 沖 優 子
  - 5番 川 田 裕
  - 6番 河 杉 博 之
  - 7番 下 村 佳 史
  - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福 岡 憲 宏

副管理者 平 井 康 之

事務局長 細 川 圭 司

事務局次長 増 田 勝 久

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局主幹 吉田卓朗

7 会議の事件は、次のとおりである。

1 再議第1号 発議第1号香芝・王寺環境施設組合事務  
処理に係る条例を廃止する条例に関する  
議決の再議について

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

3番 幡野 美智子

5番 川田 裕

9 開会 午前10時00分

(議長 下村佳史) それでは、議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様方をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴規則第8条により写真、録音等が禁止されております。本日の本会議につきましては、報道機関、理事者による写真等の撮影を許可していますので、ご了承願います。

本日、香芝・王寺環境施設組合議会、告示第3号をもって、第3回臨時会を招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の中出席賜り、誠にありがとうございます。

本日案件となっております議案につきましては、慎重にご

審議をいただきまして、本会議がスムーズに運営できますようご協力のほどよろしく願いいたします。

管理者、招集の挨拶をお願いいたします。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、香芝・王寺環境施設組合議会第3回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日は、第2回定例会で可決されました発議第1号に関する再議についてでございます。

何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は8名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しています。よって、令和5年第3回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日、議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議がないようでございますので、お手元の日程どおりに本日の議事日程とすることに決めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長において3番幡野美智子議員、5番川田裕議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議がないようでございますので、本臨時会の会期は本日1日といたします。

日程第3、再議第1号発議第1号(香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例)に関する議決の再議についてを議題といたします。

令和5年10月31日に議決した発議第1号香芝・王寺環

境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例の制定については、管理者から地方自治法第176条第1項の規定によって再議に付する旨の文書が提出されました。本件を議題といたします。

管理者から再議に付した理由の説明を求めます。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 発議第1号に関する議決の再議についての説明を申し上げます。

令和5年10月第2回香芝・王寺環境施設組合定例会において、令和5年10月18日付の発議第1号香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例についての議案の議決に異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定により再度ご審議をお願いするものでございます。

その理由については、現在本組合を被告として原告の王寺町が訴えを提起いたしました債務不存在確認の訴訟が行われており、この裁判は原告側において本件条例に関連してると主張されていることを鑑みますと、その裁判結果を待つて条例廃止の是非を議論し、検討すべきであると考えております。よって、司法判断を待つことなく本件条例の廃止に反対するものでございます。

以上、申し上げました理由により再度ご審議をお願いする

ものでございます。何とぞ慎重にご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

これより発議第1号の再議について質疑を行います。

(議員 中川義弘) はい、議長。

(議長 下村佳史) 本会議場における質疑は3回までといた  
します。

(議員 中川義弘) はい、議長。

(議長 下村佳史) 王寺側の議員さんは、この発議に対して、  
発議者でありますので、質疑はできないので質疑を認めませ  
ん。

(議員 中川義弘) おかしいじゃないですか。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(議員 中川義弘) おかしいじゃないですか。

(議長 下村佳史) そのままでいいです。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中谷議員。

(議員 中谷一輝) はい。再議理由では裁判、奈良地方裁判所、  
令和5年行1第1号事件ほか1件の審理を待つて検討するも  
のであると異議が出されていますけれども、我々もそれが常  
識であると認識しております。裁判において審理中にもかか  
わらず、まして王寺町が原告として提訴されているにもかか

ならず、この廃止条例の提案者及び賛成者の皆さんはどうしてこのような議案を提出されてきたのかいまだに考えても理解に苦しむものであります。

そこで、お聞きしますが、なぜ裁判での審理中にもかかわらず、まして地方裁判所の審理も結審に近い時期に裁判では審理対象となっていない条例廃止案の議案を提出されてきたのか、その理由をお聞かせいただけますか。

(議員 中川義弘) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中川議員。

(議員 中川義弘) 再議っていうのは、要するにこちらが市長に対してお聞きしたいことがあるんで再議ということになっておる中において、再議を無謀にこういうふうに廃止をするということとはできないということは分かりますので、そのあたり、ちょっと……。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。議事進行。

(議長 下村佳史) 中川……。

(議員 中川義弘) 動議。

(議員 川田裕) 議事進行、議事進行。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) はい。現在あの……。

(議長 下村佳史) 議事進行が先ですので。

(議員 川田裕) 現在……。



(議員 中川義弘) 動議。

(議員 川田裕) 座られたらどうですか、今こっち、議事進行中なんで。

現在、中谷議員のほうから質疑がなされ、答弁を求めているにもかかわらず、全く異なることの今現在発言が行われました。これは、議会運営に対して著しい妨害であるとおそれもあると思います。そして、再議っていうのは、あくまでも審議者、提出者が答弁するものでございまして、再び審議をするわけでありますから、今何かどこからか声が聞こえましたが、管理者に求めてその意味を確認するということはあり得ません。著しい法律の解釈の不足であると思いますので、議長から注意を促していただきますようお願いを申し上げます。

(議長 下村佳史) 再度申し上げます。発議者である前回の中井議員、中川議員、幡野議員、沖議員に申し上げます。

あなた方は議案提案者でございます。答弁する側であります。現在は議案に対する質疑をお受けするものであり、提出者の発言は答弁に限ってください。よろしく願いいたします。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井でございます。中谷議員のご質問に

お答えします。

管理者は、現在本件条例の違法性に関連した裁判が係属中であることに鑑みると、その裁判結果を待つて条例廃止の是非を議論し検討すべきであり、司法判断を待つことなく本件条例の廃止を軽率に結論づけることは承服できず反対であるということを再議の理由とされています。しかしながら、今年の3月、王寺町長は管理者からの組合分担金の返還金から差し引くことの通知に対して返還金から差し引かずに全額返還を求める文書を発しています。その文書には、裁判の結果が出ていない段階で戻入額から徴収されることは組合運営における信頼関係をも破壊する行為であることをご認識いただくとともに、組合事務に混乱を招くおそれがあることから再考いただき、全額返還いただきますようお願いすると書かれています。十分お分かりだと思います。王寺町長が裁判の結果が出ていない段階でと述べたときには全く耳を貸さず、今回は管理者自身が裁判で係属中であることを理由としたこと、これは管理者の考えが変わったということか、それなら管理者がおっしゃるように裁判の結果が出るまでに本件条例を根拠とした地元対策事業に係る分担金の請求はおやめになることだと考えています。

以上です。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(議長 下村佳史) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) はい、8番中谷です。

じゃあ、10月31日の定例会における質疑でもお聞きしましたけれども答弁がなかったことから、この再議理由に限りお聞きいたします。

組合規約第3条において周辺地域等の事業等が該当すると判断された場合、今までの主張は廃棄されて全て認めるということによろしいのでしょうか、端的にお答えください。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井でございます。

今までからお答えしてるように、自治紛争処理委員の調停を発しました。結果的には、香芝市が十分な証拠書類とか聴聞にも応えなかったということで打切りにされました。今おっしゃるように、本件条例を根拠にこういった形で分担金の請求をされてます。そのため、こういう形で今現在訴訟に至ってます。今あなた方がおっしゃるように、裁判の結果が出てない段階でこの条例を廃止すること自体がおかしいとおっしゃってますけども、それなら分担金を請求することもおかしいと考えてます。あくまでも我々の考えとしては、今、司法の場で審理されてます、その結果というのは当然尊重するのが我々国民の義務でありますので、あくまでも最終的には

司法の判断を尊重してその結果に従うつもりであります。

以上です、議員としての答えですけど。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中谷議員。

(議員 中谷一輝) はい、8番中谷です。

じゃあ、裁判の結果に従うということによろしいんですね。では、なおさら裁判の判断を待つべきではないかと思うんですけれども、昨年から組合議会は欠席し、まして副管理者まで議会を欠席するという正常な運営がなされてこなかったことは事実です。もう混乱を招く行為はやめられて今回の議案を取り下げられたらどうなんでしょうか。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井です。

今、中谷議員がおっしゃる理屈だったら、それこそ自分が言ってるように裁判の結果が出るまで今の分担金の請求もやめるべきだと思います。今こういう形で、議会の改選もありました、新たな議員がメンバーとしてこういう形の組合議員8人全員が出席でこういう形で議論できる場ですよ、そういうような場を与えていただいたので、我々としても正々堂々と議論をさせていただくってことです。前回、これまで組合議会に対して欠席がどうのこうのっていうふうにお

っしやいますけども、我々は地方自治法や組合格約等に基づいて新たな組合議員を選出しました。あなた方自体がそれを認めなかったんですよ。そういったことから私たちは欠席をさせていただいてます。何回も繰り返しになりますが、このように8人が全員そろって議論をさせていただく機会ですっきりと議論させていただくために今回こういった廃止条例を提案させていただいたものです。

以上です。

(議長 下村佳史) ほかに質疑はございませんか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) はい、川田議員。

(議員 川田裕) はい。よろしく申し上げます。

今ご答弁されている中なんですけども、欠席されていた理由に選出されていた議員が認められないんだということを主張されてますが、これは前回、王寺側から出されておりました代表監査委員におかれましても、やはりこれは、議長のこの人員を自らが決めるっていうことは、これはおかしいとご答弁もいただいております。これも代表監査委員さんのご答弁なんですから。ましてそこを詳しく解説しますと、その議長の権限っていうのは、これは本来議員が辞任をしようと思えば議会の合議事項なんですよね、その合議がなされた場合に辞任できるわけですが、ただし休会中におきましてはそ

の権限を議長に委任されてるっていうのが法の解釈であります。法の解釈では、議長自らが辞任する場合には不在となりますので、不在者である場合には副議長がそれを認めるという委任事項になりまして、あくまでも自らのことでありましたら除斥事項になりますのでもともとその権限は持ち得ないということは議会の中でも申し上げてきたところでありませう。それを一方的に、もう一度議会に、辞表ですか、それを提出されればいいのではないかということは一切無視されてずっと欠席をなされたままこられていたというのが事実であります。だから、一方的に法律の解釈の不足によりこちらが何か違法な行為をやっているというようなことをおっしゃるということは、これは心外であります。

それは前提として申し上げまして、今現在これ、今も裁判のことでおっしゃってまして、じゃあ管理者がなぜ分担金を請求したのかと、これは香芝市としてのそういった覚書もございますから香芝市と、何が違うんですか、答弁で答えられたらいいじゃないですか、だからそれを求められて覚書もあるからその約束履行をするためにやってると。当然管理者におかれましては、これが本来該当するものであるという主張でやっておられるわけで、それが違うんだよということで王寺町長さんはそれに対して提訴をされているということでもありますよね。紛争委員って先ほどありましたが、香芝市に対

して紛争委員のことを申し上げてきましたけど、香芝市はその立場にございませんので出席をしなかったというだけでございます。だから、その点につきまして、これは当然に約束事項を履行している行為でありますので、そのこととこの本条例のことは何ら関係がないと思いますので、そのことを申し上げて、どのような認識かをお聞かせいただきたいと思います。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) はい、1番中井でございます。

今、川田議員が発言されたのは、あくまでも王寺町、香芝市の見解の相違であると思います。我々は今、川田議員がおっしゃるように、令和4年3月14日に鎌倉議長が組合会議規則第74条の規定に基づき鎌倉組合議長に提出した、議長本人が辞職を許可しております。その後任として沖議員が王寺町議会第1回令和4年定例会において組合規約第5条第2項の規定に基づき選出されました。こういった経緯について、我々も地方自治法の逐条解説も十分確認しましたが、全く違法だということは書いておりません。ですから、私たちは、法に基づいて適切な行動を取ったと考えております。

また、今調停の件もお話しされてますけれども、調停はた

しか令和3年12月21日に王寺町が香芝市を相手に調停の申立てをやったわけなんですけども、ちょうど1年後の去年の12月16日です。奈良県自治紛争処理委員が王寺町と香芝市を当事者とした紛争であると、要は香芝市を当事者とした紛争であるということを経た上で地方自治法251条の2第9項の規定に基づく記録の提出の求め等を行ったにもかかわらず、香芝市は紛争の不存在等を理由として奈良県自治紛争処理委員からの2度の記録の求め、また第3回の会議における出頭及び陳述の求めに応じなかったことから、奈良県自治紛争処理委員は調停による解決の見込みがないとして奈良県知事の同意を得て調停を打ち切ったと発表されています。

以上でございます。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) はい。これ、もう何を言っても意見が変わらないのは一緒なんですけど、そもそも議長の辞任っていうのは議員を辞職される本人のことでありまして、それは除斥事項でありますからその権限はあり得ません。これは、全国の議長会のほうにも確認をいたしまして、総務省のほうにも確認をいたしまして、それは間違いございませんので。権限があり得ない者が自分の辞職を認めるということはできませんの



で、申し上げておきます。

もう一度、自治紛争委員に関しましても、調停委員ですか、その方がおっしゃられたからといってそれが全て正しいとは限りません。その後には制度上では裁判による訴えも認められるという制度になっておりますので、制度上における違法は何ら香芝市は犯しておりませんので、そのことをおかしいと言われるのは心外であります。申し上げておきます。

この廃止案の条例に関しまして、何なんですか、さっきから。

(議員 中井一喜) 簡潔に。

(議員 川田裕) ねえ、人を挑発してるんですか、何か。黙って聞かれたらどうなんですか。

(議員 沖 優子) 議長、議事進行。

(議員 川田裕) 次に何を言おうというてんか忘れてしまうじゃないですか。

(議員 中井一喜) 議事進行。

(議員 沖 優子) 議事進行。

(議員 川田裕) 審議中ですので審議を続けます。

それに関しまして、この条例廃止議案に関する条例の廃止条例って呼びますが、この廃止条例が管理者からはその結果を見て再度検討、議論をしようということを申してる再議でありますので、その再議に賛成か反対かっていうことだけで

ありますので、云々もここに言うてても仕方ありませんので、それだけ申し上げて質疑を終わります。

(議長 下村佳史) ほかに質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

(議長 下村佳史) これより討論に入ります。

討論のある方はご発言をお願いいたします。

(議員 沖優子) はい、議長。

(議長 下村佳史) 沖議員。

まず、第1、はいどうぞ。

(議員 沖優子) よろしいですか。

(議長 下村佳史) はい。

(議員 沖優子) 賛成討論ですけど。

(議長 下村佳史) ちょっと待ってね。すいません。申し訳ないです。まず、発議第1号に対する反対意見の発言を許可します。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) はい、川田議員。

(議員 川田裕) はい。再議1号、廃止するこの条例に関しまし

て反対の立場から討論を申し上げます。

再議の内容につきましては、現在係属中であり、その結論を見て再度議論をすべき、検討すべきと、このようになされております。全くそのとおりのと思いますので、この条例を廃止することに関しましては反対するものでございます。

(議長 下村佳史) 討論がある場合は反対から発言を求めるということだったので、川田議員が先に発言をされました。

次に、発議第1号に対する賛成意見の発言を求めます。

(議員 沖優子) はい、議長。

(議長 下村佳史) 沖議員。

(議員 沖優子) はい、4番沖です。香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例についての賛成討論をいたします。

令和3年10月27日に可決された香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例は、第2条第3号で「周辺地域に対して実施するコミュニティ施設、周辺道路等及び関連事業等の整備」を新たに共同処理する事務として定めていますが、これは当組規約第3条で定める共同処理する事務の範囲を、地方自治法第286条第1項で定める規約変更の手続によらずに条例制定という手法で拡大し、その内容を実質的に変更するものであることから、制定手続において地方自治法に違反するものです。

また、同条例第3条第2項では、前条第3号の事務に要する経費についてはごみ焼却施設が立地する市町が負担し、他の組合市町がその一部を当該市町に補助するものとするがありますが、当組合同規約第11条で定める組合の経費の支弁の方法を、地方自治法第286条第2項で定める規約変更の手続によらずに条例制定という手法をもって実質的に変更するものであることから、これもまた制定手続において地方自治法に違反するものです。

さらに、同条例第3条第2項は、香芝市が実施すべき事業の経費を条例を介して一部事務組合の分担金の体裁を取ることによって王寺町に寄附金を割り当てて強制的に徴収するものであることから、それを禁ずる地方財政法第4条の5に違反するものです。

また、再議の理由について管理者は、現在本件条例の違法性に関連した裁判が係属中であることに鑑みるとその裁判結果を待って条例廃止の是非を議論し検討すべきであり、司法判断を待つことなく本条例の廃止を軽率に結論づけることには承服できないことを理由とされていますが、今年の3月、王寺町長は管理者からの返還金から差し引くことの通知に対して返還金から差し引かずに全額返還を求める文書を発しています。そこには、裁判の結果が出ていない段階で戻入額から徴収されることは組合運営において信頼関係をも破壊する

行為であることをご認識いただくとともに、組合事務に混乱を招くおそれがあることから再考いただき、全額返還いただきますようお願いいたしますと書かれていました。王寺町長の言葉には耳を貸さず自分の都合のよいときにだけ裁判で係属中であることを理由に持ち出すなど身勝手極まりなく、再議の理由としても全く正当ではありません。

以上の理由により、香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例についての賛成討論といたします。

(議長 下村佳史) 発議第1号に対する、続きまして反対意見の発言を許可します。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) なければ、賛成意見の発言を許可します。  
ありませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) これをもって討論を終結します。

それでは、発議第1号の再議について採決いたします。

この場合、先の議決のとおり決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。本日の出席議員は8名であります。その3分の2は6人となります。

それでは、本件を先の議決のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(議長 下村佳史) ありがとうございます。ただいま起立者は4名であります。所定数に達してません。よって、本件は先の議決のとおり決することは否決されました。

これをもって第3回臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

皆様のご協力によりまして議事が滞りなく進行できました。心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、管理者、閉会の挨拶をお願いします。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、議員の皆様方には何かとお忙しい中、臨時会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(議長 下村佳史) これをもって令和5年香芝・王寺環境施設組合第3回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時30分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証し署名する。

令和5年11月6日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員